

議第37号

檀原市議会議員及び檀原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

檀原市議会議員及び檀原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年6月10日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市議会議員及び檀原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

檀原市議会議員及び檀原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成7年檀原市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,300円」を「15,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

第6条及び第8条中「7円30銭」を「7円51銭」に改める。

第9条中「510円48銭」を「525円6銭」に、「301,875円」を「310,500円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由 公職選挙法施行令の一部改正に伴い、檀原市議会議員及び檀原市長の選挙における選挙運動の公営に要する経費に係る限度額を引き上げるもの

議第38号

檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年6月10日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年檀原市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

期日前投票所の投票管理者	日額 14,000
--------------	-----------

」

を

「

期日前投票所の投票管理者	日額14,000円を限度として、従事した時間に応じて市長が定める金額
--------------	------------------------------------

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由 新たに期日前投票所を設置することに伴い、期日前投票所の投票管理者の報酬規定を整備するもの

議第39号

檀原市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

檀原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年6月10日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

檀原市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年檀原市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項の表中「0.86」を「0.88」に、「0.91（第1級又は第2級）」を「0.92（第1級）」に、「0.90」を「0.91」に改め、同条第5項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の檀原市消防団員等公務災害補償条例附則第5条第2項及び第5項の規定は、この条例の適用の日以後に支給すべき事由の生じた檀原市消防団員等公務災害補償条例第4条第3号に規定する傷病補償年金（以下この項において「傷病補償年金」という。）及び同条第2号に規定する休業補償（以下この項において「休業補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

理由 労働者災害補償保険法施行令及び地方公務員災害補償法施行令が一部改正されたことに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたため、災害補償給付と公的年金給付の併給調整について、所要の改正を行うもの

議第40号

檀原市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について

檀原市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年6月10日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

檀原市執行機関の附属機関に関する条例（平成24年檀原市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

檀原市青年等就農計画認定 審査会	青年等就農計画の認定及び変更の認定に関する事務	10人以内
---------------------	-------------------------	-------

」

を

「

檀原市青年等就農計画認定 審査会	青年等就農計画の認定及び変更の認定に関する事務	10人以内
檀原市観光基本計画策定審 議会	観光基本計画の内容等についての審議に関する事務	8人以内

」

に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第2条 檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年檀原市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

消費生活センター相談員	日額	10,000	〃
-------------	----	--------	---

」

を

「

消費生活センター相談員	日額	10,000	〃
橿原市観光基本計画策定審議会の 委員	日額	10,000	〃

」

に改める。

理由 執行機関の附属機関として、新たに橿原市観光基本計画策定審議会を設置するため、
所要の改正を行うもの

議第41号

榿原市国民健康保険税条例の一部改正について

榿原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年6月10日提出

榿原市長 森下 豊

榿原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

榿原市国民健康保険税条例（昭和31年榿原市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第20条第2号中「260,000円」を「265,000円」に改め、同条第3号中「470,000円」を「480,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の榿原市国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

理由 地方税法施行令が一部改正されたことを受け、低所得者の国民健康保険税を軽減するため、軽減判定所得における5割及び2割軽減の基準額について見直しをするもの

議第42号

檀原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

檀原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年6月10日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

檀原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年檀原市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第30条第7号イの表中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

第45条第8号イの表中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由 建築基準法施行令の改正により、特別非常階段に係る規制が合理化されたことに伴い、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の設備の基準について、所要の改正を行うもの